

平成 23 年 9 月 1 日 制定

周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱運用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）」を実施するにあたり、統一した運用を図るため詳細事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 要綱第 4 条中の「土木系工事」及び「営繕系工事」並びに第 5 条中の「直接工事に占める機器単体費の割合」とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準
土木等一般工事	山口県標準設計歩掛表第 I 編「総則」の積算基準 (設計標準歩掛表(一般共通編)「請負工事の工事費構成」) 山口県標準設計歩掛表(港湾・海岸・空港編) (設計標準歩掛表(港湾・海岸・空港編)「第 1 部港湾土木 請負工事積算基準 2 節積算の通則」)
土木系機械設備工事	山口県標準設計歩掛表第 VIII 編「機械設備」 (設計標準歩掛表(河川・砂防・地すべり・急傾斜地・機 械設備編)「請負工事費の構成」)
土木系電気設備工事	山口県標準設計歩掛表第 VII 編「電気」 (設計標準歩掛表(道路編)「請負工事費の工事費構成」)

(2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

次のアからウのいずれかにより積算を行った工事とする。

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」

(「公共建築工事積算基準」「第 3 工事費の構成」)

イ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」

(「公共住宅建築工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」)

ウ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」

(「公共住宅屋外整備工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」)

(3) 直接工事費に占める機器単体費の割合

機器に該当するものは、設計書の本工事費内訳表において、機器に係る製品単価と取り付け労務費等に分類して明示することとし、製品単価に係る合計額のみを機器単体費

とする。

この機器単体費を直接工事費で除して算出される値を直接工事費に占める機器単体費の割合とする。

(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え)

第3条 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事においては、要綱中の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」については、次の各号に掲げる区分のとおり読み替える。

(1) 土木系機械設備工事

ア 直接工事費 = (製作原価中の直接製作費 + 据付工事原価中の直接工事費)

イ 共通仮設費 = (製作原価中の間接労務費 + 据付工事原価中の共通仮設費)

ウ 現場管理費 = (製作原価中の工場管理費 + 据付工事原価中の現場管理費
+ 据付間接費 + 設計技術費)

エ 一般管理費 = (工事価格中の一般管理費)

(2) 土木系電気設備工事

ア 直接工事費 = (機器単体費 + 工事原価中の直接工事費)

イ 共通仮設費 = (工事原価中の共通仮設費)

ウ 現場管理費 = (工事原価中の現場管理費 + 機器間接費)

エ 一般管理費 = (工事費中の一般管理費)

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。